地方創生移住支援事業

〇地方へのUIJターンによる就業・起業者等の創出を通じ、中小企業や農林水産業等の地域の担い手の確保等を支援。



18歳未満の子供を帯同して移住する場合には、 子ども一人あたり最大100万円を加算

く資金の流れ>

国から都道府県に交付金を交付し、移住者には市町村から支援金を支給。



- ※1 東京圏:東京、埼玉、千葉、神奈川(条件不利地域※2を除く)
- ※2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村(政令指定都市を除く)等

事業概要

東京23区に在住又は通勤の方が、地方へ移住して起業や就業等を行う場合に、移住支援金を支給。

対象者

・移住前の10年間で通算5年以上かつ直近1年以上、 東京23区内に在住又は東京圏(条件不利地域を除 く)から23区へ通勤している者

地方へ移住

- ・東京圏外又は東京圏のうち条件不利地域の市町村に移住 し、地域の担い手等として、
- ①地域の中小企業※3や農林水産業等への就業
- ②地域課題の解決を目的とした起業※4
- ③テレワークにより移住前の業務を継続※5 等を実施
- ※3 都道府県のマッチングサイトに掲載された対象求人等へ就業する必要があり
- ※ 4 別途、地方創生起業支援事業の交付決定を1年以内に受けている場合
- ※ 5 移住先の自治体が本事業を実施していることが必要であり、③は自治体の任意

移住支援金を申請

受給

・移住して就業等ののち、移住先の市町村へ申請し、市町 村より移住者に移住支援金を支給

地方創生移住支援事業の拡充

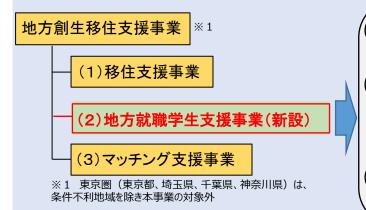
• 地方創生を推進するデジタル田園都市国家構想交付金により、地方自治体による高等教育費の負担軽減に向けた支援を促しつ

つ、大学卒業後に地方に移住する学生への支援を強化する。「こども未来戦略」【抜粋・一部省略】(令和5年12月22日閣議決定)

地方就職学生支援事業

- ▶ 地方創生の観点から、東京都内に本部を置く大学・大学院の学生が、卒業時に地方へUIJターンすることを促進するため、
 - ①地方の企業において実施される就職活動等に参加するための**交通費への支援【R6拡充】**
 - ②実際に地方に移住する際に要した**移転費への支援【R7拡充】**

を可能とすることにより、学生等の経済的負担を軽減する。



対 象 者

大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内(条件不利地域を除く)のキャンパスに在学(原則4年以上)し、当該大学等の卒業・修了から1年以内であること。

補助内容

- ①就職活動等の交通費 1/2 ※在学中(卒業・修了年度)から申請・受給可能 ②地方に移住する際に要した移転費
- ※就職して(企業に加え、農林水産業、家業等を含む) 1年以内に申請
- ※上記①と②は、それぞれの経費毎に申請・受給可能
- ※本事業の対象となる就職活動等の期間や申請受付開始時期は、特に定めない

主な要件

移住先の自治体が地方公共団体による「奨学金返還支援」(下記参照)を実施していること ※移住支援金及び奨学金返還支援の両方を実施している自治体数1,318市町村(R7.4) (奨学金返還支援は全都道府県が実施(R6.6))

<主なR7制度改正点>

- ✓大学の学部生に加え、院生も対象として拡充。
- ✓ 交通費と移転費の両方、またはいずれか片方でも申請が可能。
- ✓ 交通費を支給の対象とする学生の就職活動の期間については設定しない。
- ✓ 企業に加え、農林水産業等の家業に就職・就業する場合も申請が可能。

(参考) 地方公共団体による「奨学金返還支援」の取組の推進 実施団体:全都道府県が実施(R6.6)

▶ 地方公共団体による奨学金返還支援の取組の更なる拡大を促し、高等教育費の負担を軽減する。

学生時代

日本学生支援機構や地方公共団体等から 奨学金を借入れ





地方公共団体が、域内の企業へ就職する場合などに、 当該者の奨学金返還を支援

- ※地方公共団体が貸与する奨学金であれば減免
- ※一定の要件を満たせば、特別交付税措置の対象となる